

本学学生による大麻取締法違反行為の検証と今後の対応について(報告)

1. 事件概要

令和5年7月4日未明、本学学生が警察官に路上で職務質問を受けた際、大麻を所持していたことに端を発した本件に対し、本学は、知り得た情報はすべて即時に警察と共有し、警察の捜査に全面的に協力することで全容解明につとめた。

事件発覚の翌日7月5日には、薬物に関与した疑いがある学生として、事件に関与した学生4名全員(うち3名は20歳未満)を把握し、7月6日には、警察と相談の上、当該学生に対して、学則に従い、懲戒等の処分が決定するまでの間、保護者の保護監視の下、自宅待機を命じた。

その後、捜査が進み、最終的な捜査結果は、以下のとおりとなった。

- ① 学生A(特定少年) ボクシング部所属
大麻取締法違反(営利目的所持)で逮捕
逮捕日:7月17日
結果:少年院送致
- ② 学生B(特定少年) ボクシング部所属
大麻取締法違反(営利目的所持)で逮捕
逮捕日:7月24日
結果:保護観察
- ③ 学生C(成人) ボクシング部所属
大麻取締法違反(営利目的所持)で逮捕
逮捕日:8月9日
結果:不起訴
- ④ 学生D(特定少年) ボクシング部所属
大麻取締法違反で逮捕
逮捕日:9月5日
結果:保護観察

9月29日、警察から学内会議室において、ボクシング部元監督への聴き取りを最後に、他のボクシング部関係者からの聴き取りを考えていないとの発言があり、本学ボクシング部の部員による違法薬物使用等による事件の捜査は終息したと考える。

2. 本学の対応

(1) 事件に関与した学生への対応

- ① 7月6日、東京農業大学学生懲戒規程第10条(処分決定までの措置)に基づき、事件に関与した疑いがある学生を自宅待機とした。
当該学生に対しては保護者と連絡を密にとり、連携して学生の保護にあたった。
- ② 7月14日、同規程第8条に基づき学生懲戒委員会を開催し、犯罪にかかわった学生には司法判断を待ち厳正な処分を行うこととし、それまでの間、自宅待機を継続することとした。
- ③ 東京農業大学学生懲戒規程第10条(処分決定までの措置)に基づき、自宅待機中に4名の学生全員から9月30日付で退学願が提出されたため、受理した。

(2) ボクシング部への対応

- ① 7月7日、関東ボクシング連盟に本件について報告し、7月8日開催の同連盟主催団体戦(最終戦)への出場辞退することを決定した。
- ② 7月10日、農友会ボクシング部の活動を無期限停止とした。
- ③ 7月15日以降に開催される国民体育大会及び全日本ボクシング選手権大会等の予選及び本戦は個人戦であるため、本件に関わっていない学生の個人戦については、大学ボクシング部としてではなく個人として参加するものであることから、日本ボクシング連盟に相談し同意の下、大学としては個人の出場を制限しないこととした。
- ④ 部長、監督等の処分について、部長、監督から学長に退任願が提出されたが、現指導者には、本件の検証と再発防止策の提案、本件に該当しないボクシング部員の生活・心のケアを指示していることから、これらの対処がある程度目途が立った段階で、退任願の受理を判断することとした。
- ⑤ 本件に該当しないボクシング部所属の本学学生の生活面の相談、指導は、当面、ボクシング部指導者が行うこととし、必要に応じてカウンセラー等の支援を受け、学生の心身のケアに努めた。

(3) 学内への情報発信・情報共有

- ① 学生への周知
 - 7月18日、学生ポータルサイトにより、違法薬物、闇バイトなどの犯罪行為に関する注意喚起を掲出した。
 - 7月21日、大学HPに学長から学生に対し、7分間のビデオメッセージを掲出した。大麻取締法違反の疑いで本学学生が逮捕者されたことの報告とお詫び、犯罪に巻き込まれないための注意喚起を行った。
- ② 法人本部との情報共有
 - 学長から理事長に、適宜、状況を報告し、対応方針について意思を共有した。
 - 事務局長から法人本部長及び総務・人事部長に、適宜状況を報告し、情報を共有した。
- ③ 役員及び評議員等への報告
 - 7月12日、役員及び評議員に、理事長・学長名で事件の概要と大学の対応を文書で報告した。
 - 7月26日、評議員会及び理事会にて、学長(理事長兼務)から改めて事件の経緯及び対応状況を説明した。
 - 8月以降、評議員会及び理事会の開催時に、学長(理事長兼務)から、現状と対応状況を説明した。
- ④ 教職員への連絡・情報共有
 - 教授会、全学審議会、学部長会、学科長会及び事務局連絡会等において、適宜状況を報告、情報を共有したうえで、学生の指導について教職員に協力を求めた。

(4) 学外への説明・関係機関との連携

- ① 外部からの問い合わせは全て企画広報室長が一括して対応を行った。
なお、マスコミ等へは、警察の意向も踏まえ状況に応じた対応を行った。
- ② 外部への発信(大学HP)
 - 7月12日、24日、8月9日、22日、9月5日、学生が大麻取締法違反等の容疑で逮捕されたことを受け、大学HPにお詫びと大学の姿勢を掲出した。
 - 8月25日、これまでの一連の事件の概要と本学の対応等について説明するため、学長からの動画(YouTube)を大学HPに掲出した。
- ③ 文部科学省への報告
7月7日、12日、24日、8月1日、3日、10日、22日、25日、9月5日、文部科学省担

当所管に電話またはメールで、事件の状況と大学の対応等について報告し適宜指導を仰いだ。

- ④ 日本ボクシング連盟への報告
 - 7月19日、学長(理事長兼務)が日本ボクシング連盟を訪問し、会長に事件の概要、大学の対応状況及び今後の大学の対応方針を説明した。会長は大学の方針に理解を示され、今後は情報共有し協力して対応していくことを確認した。
 - 7月24日、8月1日、9日、22日、9月5日、学長室長から日本ボクシング連盟事務局長に、事件の状況と大学の対応等について電話で報告した。
- ⑤ 関東ボクシング連盟への報告
 - 7月7日、関東ボクシング連盟に本件について報告し、7月8日開催の同連盟主催団体戦(最終戦)の出場辞退を申し入れた。
 - 12月14日、学長室長、スポーツ振興室次長が関東ボクシング連盟を訪問し、理事長に事件の概要、大学の対応状況及び今後の大学の対応方針を説明した。

3. 検証

(1) 対象学生へのヒアリング実施

学生A:少年院送致となったためにヒアリングは行っていない。

学生B:9月20日、学生C:9月14日、学生D:10月23日に実施した。

(2) ヒアリング実施結果

対象学生にヒアリングを行った結果、今回の大麻に係る事件のきっかけは、興味本位での使用、夏休みの交遊費欲しさ、または大麻は依存性が低い、合法の国もあるので健康には大きな影響はない、所持及び現行犯でなければ逮捕されることがないなど間違った認識と短絡的判断からこのような事件を起こしてしまったことが判明した。

また、ヒアリングを実施した学生はいずれも非常に反省をしており、退学やボクシング部を退部しなければいけない状況、高校や大学の友人とも連絡を取ることのできない状況、高校、大学でお世話になった方、両親、兄弟や親せきに多大な迷惑をかけることになった今回の行動を非常に悔いていた。

ボクシング部所属の関与者は運動部寮同室の学生B、C、Dと以前から同室に頻繁に出入りをしてきた学生Aが、同室内で他の部員に気づかれないように行っていたことを確認しており、捜査状況とこの度のヒアリングの結果から他に本件に係った学生はいないものと判断した。

4. 再発防止策・東京農業大学禁止薬物使用等防止ガイドライン

(1) 再発防止の対応

- ① 7月11日、7月31日に部門危機管理委員会を、7月19日に本部危機管理委員会を開催し、事件の概要を確認するとともに、大学の対応方針について審議した。
- ② 7月11日、学長から運動部寮の管理監督者に対し、注意指導書を手交し、運動部寮における管理運営体制の改善を指示した。
- ③ 7月18日、学生ポータルサイトに、違法薬物などの犯罪行為に関する注意喚起を掲出した。
- ④ 7月21日、大学HPに学長から学生及びその他のステークホルダーに対し、大麻取締法違反の疑いで本学学生が逮捕者されたことの報告とお詫び、犯罪に巻き込まれないための注意喚起等について、7分間のビデオメッセージを掲出した。
- ⑤ 7月31日、部門危機管理委員会の下に、本事件の検証と再発防止施策、ガイドライン作成のための委員会を設置した。委員には、外部有識者として弁護士を構成員に加えた。
- ⑥ 8月31日、上記の委員会を開催し、ヒアリング実施、啓蒙活動の計画等を確認した。

- ⑦ 9月12日及び15日に、運動部学生等を対象とした「違法薬物使用防止セミナー」を開催した。(対象学生980名のうち出席者788名(出席率79.4%)、欠席者へは別途対応)
- ⑧ 9月14日、不起訴となった学生、ボクシング部部長・監督に、検証のためのヒアリングを実施した。
- ⑨ 9月20日、試験観察となった学生に、検証のためのヒアリングを実施した。
- ⑩ 9月26日、学生部が世田谷警察／薬物銃器対策課を訪問し、本学の禁止薬物防使用止対策への連携・協力を依頼した。本事件収束後、警視庁担当所管とともに協力いただけることを確認した。
- ⑪ 10月9日、全学生に対し、学生ポータルに「禁止薬物の使用防止について(注意喚起)」を配信し、あわせて警視庁作成のYouTube動画「薬物乱用防止啓発映像」の視聴を促した。

(2)再発防止策

ボクシング部の再発防止策については、禁止薬物使用防止の指導・教育の充実・強化の徹底と薬物を根絶する規範意識の向上及び競技指導、学習指導、生活指導の改善に係る取り組みを実施する。

- ① 新入部員に対し、入学時の禁止薬物使用防止教育を受講させ、全部員に対しては、学期中に年2回、長期休暇前に年2回、禁止薬物使用等の有害性・危険性及びその防止に係る最新情報などを周知させる。
- ② 大学事務局(学生部等)と連携し、継続的な禁止薬物防止のための指導・教育に努め、必要に応じて禁止薬物使用防止講座を開催し、指導の充実を図る。
- ③ 充実した練習を実現させるために個人毎に目標を持たせ、選手としての成長を促させるように努める。
- ④ 学業面に不安のある学生には定期的にミーティングを行うなどの学習指導を実施する。
- ⑤ 定期的な寮の巡回と個別面談を行い、規則正しい学生生活と節度ある行動のとれる学生の育成に努める。

(3)東京農業大学禁止薬物使用等防止ガイドライン

東京農業大学禁止薬物使用等防止ガイドラインを作成し、今後、同様の案件が発生した場合は、今回作成したガイドラインを基に対応する。

5. ボクシング部の活動再開について

(1) 活動再開の妥当性について

当該学生へのヒアリングの結果、ボクシング部の他の部員に事件に関与した疑いの学生はいないこと。また警察からボクシング部元監督への聴き取りを最後に他のボクシング関係者への聴き取りを考えていないとの発言から、本事件の捜査は終息したものと判断し、活動再開に向けた検討を行うこととした。

(2) 活動再開時期について

令和6年4月1日を目途に準備を進める。

(3) 活動再開の条件について

活動再開にあたっては、以下の項目の達成を条件とする。

- ① 当該事件が解決していること
- ② 検証結果に基づいた再発防止対策(ガイドライン)を策定していること
- ③ 指導者を刷新し、再発防止のための体制を整えること
- ④ 日本ボクシング連盟、関東ボクシング連盟と連携し協議すること

以上